



背景

- **洪水及び土砂災害**に対する自治体や住民等の防災対応に資するよう**国や都道府県が予報を提供**している。
- **近年**、社会の技術進展や頻発・激甚化する災害を踏まえ、民間や研究機関における洪水や土砂災害の予報に関する様々な研究がなされている。これら**産学の最新の技術を活用**して、**より精度の高い予測情報が社会に提供**されるとともに、洪水及び土砂災害の被害軽減に関する**多様なニーズに対応**した情報が提供されることが重要となっている。
- 気象業務法^{※1}では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないように許可制度を設けており、**社会の技術の進展に応じて予報業務許可の対象を順次拡充**^{※2}してきた。
洪水及び土砂災害については、防災との関連が高いこと及び、純粋な気象現象の予報だけでなく、その時々々の河川の状況や斜面の崩れやすさ等の様々な要因によって影響され、民間において技術的に適確な予報を行うことが困難であったことから、**現在まで許可を行っていない**。

※1 第17条「気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない」

※2 平成7年：気象・波浪の予報を許可、平成19年：地震動・火山現象の予報を許可、平成25年：津波の予報を許可、令和元年：高潮の予報を許可

課題・論点

- ① 現在、国及び都道府県が洪水及び土砂災害の予報を社会に提供していることも踏まえ、利用者の多様なニーズに対応しつつ、社会全体として混乱を招かないような**適切な防災行動につながる官民の予測情報の提供のあり方**とそのための**役割分担**はどうあるべきか。
- ② 最新の技術の進展を踏まえ、**国や都道府県による予測について**、どのようにそれら技術を活用して**高度化を進めていく**べきか。
- ③ 民間等による予測の提供（予報業務の許可）についてどのように行うべきか、また許可に際して、どのような**基準**を設け**内容・提供方法**を求めるべきか。



- ◎ **洪水及び土砂災害の予報について、近年の技術進展やニーズの多様化を踏まえ、適切な防災行動につながる情報提供のあり方や官民の役割分担などを検討するため、有識者からなる検討会を設置し、洪水及び土砂災害の予報のあり方についてとりまとめる。**